

昭和薬科大学内部質保証の方針

令和4年11月16日 制定

令和8年3月6日 改正

1. 目的

本学の掲げる大学の目的と使命および大学院の目的が、変化し続ける社会の中においても必要とされるものであるかを点検するとともに、その実現に向けて教育研究活動を組織的に進めるため、部門別に実施する点検・評価・改善の取り組みと、全学的に実施する点検・評価・改善の取り組みを連動させて運用し、教育研究活動の質を保証し、向上させることを目的としている。

2. 基本方針

- ① 本学の掲げる大学の目的と使命および大学院の目的が社会に必要とされつづけているものであるかを、学校法人昭和薬科大学自己点検・評価委員会において毎年点検・評価し、理事会に報告を行う。
- ② 大学の教育研究上の目的は大学自己点検・評価委員会が、大学院の教育研究上の目的は大学院自己点検・評価委員会が、それぞれ社会に必要とされつづけているものであるかを毎年点検・評価し、学校法人昭和薬科大学自己点検・評価委員会に報告を行う。
- ③ 大学全体レベル、学位プログラムレベル（学部・大学院）、授業科目レベルの点検・評価・改善の取り組みは、別途定めるアセスメントプランに基づき実施する。
- ④ 学部における学位プログラムレベルの点検・評価・改善の取り組みについては、詳細を学位プログラムレベルのアセスメント活動実施方針として定め、その実効性を担保する。
- ⑤ ③および④の取り組みの実効性を担保するため、必要とされる教職員の能力保証および開発をFD委員会・SD委員会が行う。
- ⑥ 大学全体（大学院を含む）の教育研究活動、社会貢献、大学運営等の有効性の外部評価に基づく検証は、大学基準協会による機関別認証評価により行う。
- ⑦ 大学（学部）の教育研究活動等の有効性の外部評価に基づく検証は、薬学教育評価機構による分野別評価により行う。
- ⑧ 情報の公表：質保証に関する情報（学内での質保証および向上のための実施内容・体制・手続き、自己評価書、評価結果書、評価で指摘された事項に関する改善状況等についての情報）を毎年本学ポータルサイトにて公表する。

毎年度、大学自己点検・評価委員会および大学院自己点検・評価委員会において点検評価を行い、本方針の有効性を検証し、必要な改善を行う。